明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

一　当該加入日から当該加入日の前日の属する月次決算期間（法人の会計期間をその開始の日以後一月ごとに区分した各期間（最後に一月未満の期間を生じたときは、その一月未満の期間）をいう。以下この号において同じ。）の末日まで継続して当該他の内国法人と連結親法人又は前項第七号に規定する内国法人との間に当該連結親法人又は内国法人による完全支配関係がある場合　前条第一項及び前項第六号又は第七号の規定にかかわらず、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間を、当該他の内国法人の事業年度とみなす。

イ　前項第六号に掲げる場合に該当することとなつた場合　当該加入日の前日の属する事業年度開始の日から当該前日の属する月次決算期間の末日までの期間及び当該末日の翌日から当該翌日の属する連結親法人事業年度終了の日までの期間

ロ　前項第七号に掲げる場合に該当することとなつた場合において、第四条の二の承認を受けたとき　当該加入日の前日の属する事業年度開始の日から当該前日の属する月次決算期間の末日までの期間及び当該末日の翌日から当該翌日の属する連結申請特例年度終了の日（当該翌日が連結申請特例年度終了の日後である場合には、当該連結申請特例年度終了の日の翌日の属する連結親法人事業年度終了の日）までの期間

ハ　前項第七号に掲げる場合に該当することとなつた場合において、第四条の三第一項の申請が却下されたとき　当該加入日の前日の属する事業年度開始の日から当該前日の属する月次決算期間の末日までの期間（ハにおいて「加入前期間」という。）、当該末日の翌日から当該翌日の属する連結申請特例年度終了の日までの期間及びその終了の日の翌日から当該翌日の属する事業年度終了の日までの期間（当該末日の翌日が連結申請特例年度終了の日後である場合には、加入前期間及び当該末日の翌日から当該翌日の属する事業年度終了の日までの期間）

二　前号に掲げる場合以外の場合　前項第六号又は第七号の規定は、適用しない。

第十五条の二第一項中「当該連結親法人を分割法人とする分割型分割を行つた場合には、第十四条第十二号（みなし事業年度）の規定の適用がないものとした場合における事業年度）」を削り、同項ただし書中「第四号」を「第三号」に、「第五号及び第六号」を「第四号」に、「）はこれらの号」を「）は同号」に改め、同項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号中「解散した」を「解散（合併又は破産手続開始の決定による解散に限る。）をし、又は残余財産が確定した」に改め、「の前日」の下に「又は残余財産の確定の日」を加え、同号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を削り、同項第六号中「第四条の二に規定する完全支配関係（以下この項及び次項において「完全支配関係」という。）」を「完全支配関係（第四条の二に規定する政令で定める関係に限る。以下この項及び次項において同じ。）」に改め、「第四条の三第十一項第一号」の下に「（連結納税の承認の申請）」を加え、「関連法人」を「当該時価評価法人又は同条第九項第一号に規定する時価評価法人が発行済株式又は出資を直接又は間接に保有するもの（次項において「時価評価法人等」という。）」に改め、「（同日の翌日から同項に規定する内国法人が第四条の二の承認を受けた日の前日までの間に当該他の内国法人（連結申請特例年度の中途において当該内国法人との間に当該内国法人による当該完全支配関係を有することとなつたものに限る。）が当該他の内国法人を分割法人とする分割型分割を行つた場合には、当該内国法人がその承認を受けた日の属する当該他の内国法人の事業年度開始の日）」を削り、同号を同項第四号とし、同条第二項を次のように改める。

2　第十四条第二項（第一号に係る部分に限る。）（みなし事業年度）の規定の適用を受ける法人（同号ハに掲げる場合に該当するもの及び時価評価法人等で加入月次決算日（連結親法人との間に完全支配関係を有することとなつた日の前日の属する同号に規定する月次決算期間の末日をいう。以下この項において同じ。）が同条第一項第五号に規定する連結申請特例年度終了の日以前であるものを除く。）の最初連結事業年度は、前項第四号の規定にかかわらず、加入月次決算日の翌日から当該翌日の属する連結親法人事業年度終了の日までの期間とする。

第十五条の二第三項を削る。

第二十二条第五項中「及び」を「並びに」に改め、「含む。）」の下に「及び残余財産の分配又は引渡し」を加える。

第二十三条第一項中「受ける次に」を「次に」に改め、「金額（」の下に「第一号に掲げる金額にあつては、」を加え、「第一号に掲げるもの」を「もの及び適格現物分配に係るもの」に、「のうち、連結法人株式等（連結法人の株式又は出資のうち政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）」を「を受けるときは、その配当等の額（完全子法人株式等」に、「の百分の五十に相当する金額並びに関係法人株式等に係る配当等の額」を「にあつては、当該配当等の額の百分の五十に相当する金額）」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3　第一項の規定は、内国法人がその受ける配当等の額（第二十四条第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定により、その内国法人が受ける配当等の額とみなされる金額に限る。以下この項において同じ。）の元本である株式又は出資で、その配当等の額の生ずる基因となる同号に掲げる事由が生ずることが予定されているものの取得（適格合併又は適格分割型分割による引継ぎを含む。）をした場合におけるその取得をした株式又は出資に係る配当等の額（その予定されていた事由（第六十一条の二第十六項（有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入）の規定の適用があるものを除く。）に基因するものとして政令で定めるものに限る。）については、適用しない。

第二十三条第四項第二号を削り、同項第一号中「連結法人株式等」を「完全子法人株式等」に改め、同号を同項第三号とし、同項に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一　その保有する完全子法人株式等につき当該事業年度において受ける配当等の額の合計額

二　その保有する関係法人株式等につき当該事業年度において受ける配当等の額の合計額から当該負債の利子の額のうち当該関係法人株式等に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額

第二十三条第八項中「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「第一項から第三項まで」を「第一項及び第二項」に、「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「及び第二項」を削り、同項を同条第八項とし、同条第六項中「及び第二項」を削り、「これら」を「同項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「前項」を「第四項」に、「連結法人株式等」を「前項に規定する完全子法人株式等」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第一項及び前項に規定する完全子法人株式等とは、配当等の額の計算期間を通じて内国法人との間に完全支配関係があつた他の内国法人（公益法人等及び人格のない社団等を除く。）の株式又は出資として政令で定めるものをいう。

第二十三条の二第一項中「この項及び次項」を「第三項まで」に改め、同条第四項中「適格事後設立」を「適格現物分配」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定は、内国法人がその受ける剰余金の配当等の額（次条第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定により、その内国法人が受ける剰余金の配当等の額とみなされる金額に限る。以下この項において同じ。）の元本である株式又は出資で、その剰余金の配当等の額の生ずる基因となる同号に掲げる事由が生ずることが予定されているものの取得（適格合併又は適格分割型分割による引継ぎを含む。）をした場合におけるその取得をした株式又は出資に係る剰余金の配当等の額（その予定されていた事由に基因するものとして政令で定めるものに限る。）については、適用しない。

第二十四条第一項中「価額」の下に「（適格現物分配に係る資産にあつては、当該法人のその交付の直前の当該資産の帳簿価額に相当する金額）」を加え、同項第四号中「第六十一条の二第十四項第一号」を「第六十一条の二第十三項第一号」に改める。